

長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会設置規約の一部改正について

- 改正要綱 長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会設置規約
- 改正理由 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が令和 2 年 11 月 27 日に改正され、地域公共交通計画の策定が努力義務化されたことに伴い、地域公共交通計画を策定することにより、公共交通体系の位置づけを長洲・荒尾地域公共交通総合連携計画から地域公共交通計画に変更し、計画の内容を見直す必要があるため。
- 改正箇所 新旧対照表のとおり

長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会設置規約 新旧対照表（下線部分は改正部分）

新	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>の作成に関する協議及び<u>地域公共交通計画</u>の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な_____旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>地域公共交通計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。 (2) <u>地域公共交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) <u>地域公共交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) (略) (5) (略) 	<p>(目的)</p> <p>第1条 長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通総合連携計画</u>（以下「<u>連携計画</u>」という。）の作成に関する協議及び<u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な<u>バス等</u>の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>連携計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。 (2) <u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) <u>連携計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) (略) (5) (略)

(組織)
第4条から第15条 (略)

(組織)
第4条から第15条 (略)

長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会設置規約

(目的)

第1条 長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地長洲町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、長洲町副町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。
 - 4 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 6 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるものとする。

(協議結果の尊重義務)

- 第8条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第10条 協議会の事務を処理するため、長洲町役場まちづくり課に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

- 第11条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 監査委員は、会長が指名する。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(経費及び財務に関する事項)

- 第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。
- 2 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

- 第13条 協議会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けること

ができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合の協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年1月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	団 体 名
法第6条第2項第1号の委員	長洲町
	荒尾市
法第6条第2項第2号の委員	産交バス株式会社
	九州旅客鉄道株式会社
	有明海自動車航送船組合
	有限会社ながすタクシー
	新幸タクシー有限会社
	有限会社有明観光タクシー
	(社) 熊本県タクシー協会
	(社) 熊本県バス協会
	熊本県自動車交通労働組合
	全九州産業交通労働組合
	玉名地域振興局道路管理者
	荒尾市道路管理者
	玉名市道路管理者
	長洲町道路管理者
法第6条第2項第3号の委員	九州運輸局熊本運輸支局（企画調整担当）
	九州運輸局熊本運輸支局（輸送・監査担当）
	熊本県荒尾警察署
	玉名市
	地域住民代表
	長洲町民生委員・児童委員協議会
	長洲町商工会
	長洲町手をつなぐ育成会